

## ISSUE BRIEF

# 平成 20 年度税制改正案の概要

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 605 (2008. 1. 22.)

はじめに

### I 全体像

- 1 議論の経過等
- 2 与党大綱と民主党大綱の特徴

### II 与党大綱の具体的内容

- 1 地方への配慮
- 2 中小企業への配慮
- 3 金融市場の動向への配慮
- 4 環境問題への配慮
- 5 民間による公益活動への配慮

### III 民主党大綱の具体的内容

### IV 平成 20 年度改正の注目点

おわりに

平成 19 年末、与党と民主党が、平成 20 年度税制改正を巡る大綱を相次いで決定した。与党の大綱は、「消費税を含む税体系の抜本改革」を先送りした上で、抜本改革への「橋渡し」という位置づけの下、「構造改革の過程で生じた諸問題」（都市と地方の格差問題や中小企業問題など）に一定の配慮を示した。一方、民主党の大綱は、消費税や所得税の改革を巡る「将来の方向性」を独自に示したほか、租税特別措置の透明化と抜本的な見直しを打ち出した。

当面する平成 20 年度の改正では、道路特定財源の暫定税率に係る判断、地域間の財政力格差の是正策、証券優遇税制への対応など、与党と民主党で、方針を異にした項目も少なくない。それだけに、両者ともに、自らの提案の優位性についての説明責任が求められる。また、与野党が一堂に会する国会で、基幹税の抜本改革を見据えた議論を今のうちから進めておくことも、重要となろう。

財政金融調査室

ふかさわ えいじ  
(深澤 映司)

調査と情報

第 605 号

## はじめに

平成 19 年 12 月、与党と民主党が、平成 20 年度税制改正を巡る大綱を相次いで決定した。以下では、両大綱の全体像を概観した上で、それぞれに盛り込まれた主要な改正項目を紹介し、今後の国会審議で予想される論点等について、整理を行う。

## I 全体像

### 1 議論の経過等

政府・与党は、平成 19 年の秋以降を、「消費税を含む税体系の抜本改革」に向けた議論を本格化する時期として位置づけていた<sup>1</sup>。しかし、同年 7 月の参議院議員選挙の結果、野党が参議院の過半数を占めたことから、政府・与党の当初の方針は修正を余儀なくされた。

同年 9 月には、政府税制調査会が、平成 20 年度税制改正に向けた本格的な議論を開始した。また 10 月には、自由民主党の財政改革研究会も、約 2 年ぶりに議論を再開している。政府税調が 11 月 20 日に決定した答申は、消費税の社会保障財源化に言及しながらも、それを選択肢の 1 つと位置づけるにとどめた。一方、自民党の財政改革研究会は、11 月 21 日公表の「中間とりまとめ案」の中で、「消費税を社会保障税（仮称）に改組」し、その税率を「2015 年度に少なくとも 10% 程度」にすることが必要との認識を示したものの、抜本改革見送りの流れを変えるには至らなかった。これらを受けて 12 月 13 日に打ち出されたのが、与党の「平成 20 年度税制改正大綱」（以下「与党大綱」とする。）にほかならない。

これに対して、12 月 26 日には、参議院第一党の民主党が、「次の内閣」で、「民主党税制改革大綱」（以下「民主党大綱」とする。）を決定した。

平成 20 年度の税制改正は、衆議院と参議院で第一党が異なった状況の下で行われる。改正後の税制がどのような姿に落ち着くのかについては、今後の国会審議が注目される。

### 2 与党大綱と民主党大綱の特徴

#### （1）与党大綱

与党大綱の特徴は、2 つ挙げられる。

第一は、税制の抜本の見直しを先送りした点である<sup>2</sup>。消費税を「社会保障給付や少子化対策費をまかなう主要な財源」と位置づけたものの、税率引き上げの時期や幅に関する具体的な記述は避け、「社会保障財源を充実することを検討する」との表現にとどめた。所得税については、扶養控除のあり方の検討を、少子化対策の一環として示しただけである。法人税を巡っても、税率引き下げに関する言及を見送った。

第二は、「税体系の抜本的改革に向けた橋渡し」という位置づけの下で、「これまでの構造改革の過程で生じた諸問題」への対応に目配りをしたことである。例えば、都市部との格差を訴える地方への配慮から、道府県税である法人事業税の一部を国税にして国が人口等に基づき地方に配分する枠組みや、「ふるさと納税」制度の導入を盛り込んだ。平成 20

<sup>1</sup> 与党「平成 19 年度税制改正大綱」（平成 18 年 12 月 14 日決定）

<sup>2</sup> 「与党大綱 / 税制 抜本改革先送り」『朝日新聞』2007.12.14.

年春に期限切れを迎える道路特定財源の暫定税率を巡り、10年間の延長を決めたことの影響にも、地方への配慮があろう。また、事業承継税制やエンジェル税制の拡充、企業の情報化や教育訓練を促すための政策減税等では、中小企業への配慮が見られる。そのほか、金融市場の動向、環境問題、民間の公益活動等について、一定の配慮が示されている。

## (2) 民主党大綱

一方で、民主党大綱の特徴も、2点に集約できる。

第一は、基幹税の改革を巡る「将来の方向性」を、独自に示そうとしている点である。消費税については、全国民に一定程度の年金を保障する「最低保障年金」など、社会保障の財源としての位置づけを明確化するとした。その上で、将来に税率の引き上げが必要になった場合には、引き上げ幅や用途を明らかにし、国民の審判を受けると明記している。所得税については、個人間の格差拡大に歯止めをかけるため、税制と社会保障給付を一体化した「給付付き税額控除<sup>3</sup>」の導入を打ち出した。また、現行の所得控除が、高い税率を適用される高所得者に有利な制度であるとの認識から、人的控除を精査し、手当への転換を図るとした。法人税については、租税特別措置の見直しで課税ベースが拡大した場合には税率を見直すとしながらも、将来の税率引き下げには言及しなかった<sup>4</sup>。

第二は、実質的な補助金として機能している租税特別措置(表1)の透明化と抜本的見直しを打ち出した点である。その第一歩と位置づけられているのが、平成20年の通常国会への「租特透明化法案」の提出にほかならない。この法案には、企業向け租税特別措置の利用実績の公表や、政策評価の制度化等が盛り込まれる予定である。こうした枠組みに基づき、平成20年度中に租税特別措置の実態を明らかにし、その後、個別の措置について、税法の本則とするか廃止するかを仕分けを行うという。

表1 平成20年3月末に期限切れとなる主な租税特別措置

| 対象  | 特別措置の名称                       | 特別措置による増減収額 |
|-----|-------------------------------|-------------|
| 法人税 | 試験研究を行った場合の税額控除               | ▲6,060億円    |
|     | 中小企業投資促進税制                    | ▲2,300億円    |
|     | 情報基盤強化税制                      | ▲1,070億円    |
|     | エネルギー需給構造改革推進投資促進税制           | ▲300億円      |
|     | 教育訓練費の額が増加した場合の税額控除           | ▲160億円      |
|     | 交際費等の損金不算入                    | 2,880億円     |
| 所得税 | 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税 | ▲1,394億円    |

(出典) 財務省「参議院予算委員会 要求資料」2007.4.等から筆者作成。

(注) 特別措置による増減収額は、平年度ベース。▲は減収を、無印は増収を表す。

## II 与党大綱の具体的内容

ここでは、与党大綱の主要な改正内容を、与党が目配りを行っている分野ごとに紹介する。

### 1 地方への配慮

【地域間の財政力格差の是正】地方税収が都市部に偏在した状況をどのように是正するか

<sup>3</sup> 就労や子供がいることを税額控除または給付の条件とした制度として、米英等で導入されている。

<sup>4</sup> 「減税前面 財源に課題 / 民主税調が大綱決定」『日本経済新聞』2007.12.26.

が、平成 20 年度税制改正を巡り大きな焦点になった。総務省が、地域間の税収格差が相対的に小さい地方消費税の拡充を求める一方、財務省は、地方法人 2 税（法人事業税、法人住民税）の範囲内での地域間調整を唱えた。そうした中、与党大綱は、法人事業税の地域間配分の見直しを打ち出した。具体的には、道府県税である法人事業税から約 2.6 兆円（税収の半分程度に相当）を分離して国税化する（地方法人特別税）。国は、その収入額のうち、2 分の 1 を人口で、残りの 2 分の 1 を従業者数で按分し、各都道府県に一般財源として配分する（地方法人特別譲与税）。新制度の適用は、平成 20 年 10 月 1 日以降に始まる事業年度からである。この枠組みでは、都市部の自治体が受け取るはずであった法人事業税収の一部が、国の手で、地方の自治体へと再配分される（表 2）。再配分の額は、東京都、愛知県等の拠出分を合わせた約 4,000 億円にとどまる見込みである<sup>5</sup>。与党大綱は、こうした枠組みを、「消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む」までの暫定措置、と位置づけている。

表 2 法人事業税の見直しに伴う都道府県別の税収増減額

| 純減となる自治体   | 純増となる自治体  |
|--|---|
| 東京都（▲3,268 億円）、愛知県（▲433 億円）、大阪府（▲222 億円）、静岡県（▲51 億円）、栃木県（▲29 億円）、三重県（▲20 億円）、滋賀県（▲10 億円） | 北海道（484 億円）、埼玉県（310 億円）、千葉県（196 億円）、兵庫県（183 億円）、福岡県（182 億円）、鹿児島県（164 億円）、長崎県（154 億円）、熊本県（146 億円）、岩手県（130 億円）、青森県（124 億円）など、左記以外の 40 道府県 |

（出典）『日本経済新聞』2007.12.26.から筆者作成。

（注）括弧内は、ネットでみた税収の増減額。

【「ふるさと納税」制度の導入】与党大綱による地方への配慮は、生まれ故郷などの自治体に向けた個人の寄附を促すための「ふるさと納税」制度の導入にも、色濃く現れている。同制度は、平成 19 年 5 月に、菅総務大臣（当時）が導入を提唱したものである<sup>6</sup>。地方税を巡る受益と負担の関係が崩れる、地域間の財政力格差を是正するほどの効果は見込めない<sup>7</sup>、といった批判に対して、賛成派は、自治体間の競争を促し、地域を活性化する意義がある<sup>8</sup>、などと主張した。与党大綱では、この制度が、「「ふるさと」に対して貢献したいという納税者の思いを実現するための枠組み」と位置づけられている。自治体に対する寄附金額のうち 5,000 円を超える部分について、年間の個人住民税（所得割）の 1 割に相当する金額を上限として、税額控除を認めるという（平成 21 年度分以後の個人住民税に適用）。寄附の対象となる自治体は、必ずしも過去に居住したことがある自治体に限られない。

【道路特定財源を巡る対応】道路特定財源については、総額のうち道路向け歳出を上回る

<sup>5</sup> こうした税収格差是正策を通じて、地方交付税の減少を招く自治体が生じることがないように、平成 20 年度当初予算案では、約 4,000 億円（都道府県分が 1,500 億円、市町村分が 2,500 億円）の「地方再生対策費」が確保されている。平成 20 年度の予算案については、前澤貴子「平成 20 年度予算案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.607,2008.1.24.（刊行予定）を参照。

<sup>6</sup> 「ふるさと納税」の是非等を巡る議論の詳細については、小池拓自「地方税財政改革と税収の地域間格差—ふるさと納税を巡る議論を超えて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.593.2007.9.13,pp.6-7.が詳しい。

<sup>7</sup> 佐藤主光「ふるさと納税導入の是非(上) 格差是正策として不適切」『日本経済新聞』2007.5.29.

<sup>8</sup> 中里透「ふるさと納税導入の是非(下) 地域活性化の手段に」『日本経済新聞』2007.5.30.

部分の扱いが、焦点の1つとなった。さらなる道路整備を求める声は、地方を中心に依然根強い。そうした状況下、平成20年度当初予算案を巡り政府・与党が最終合意した一般財源化の額は、前年度の当初予算（約1,800億円）を若干上回る約1,900億円にとどまった<sup>9</sup>。

一方で、道路特定財源のうち国税の揮発油税、地方道路税、自動車重量税、地方税の軽油引取税、自動車取得税については、本則税率を上回る暫定税率が、平成20年の3月末から4月末にかけて期限切れを迎える<sup>10</sup>。与党大綱では、真に必要な道路の整備を計画的に進めるとの観点から、暫定税率を平成20年度から10年間継続することが明記された<sup>11</sup>。ちなみに、道路特定財源の暫定税率を始めとした自動車関係諸税のあり方については、今後の抜本的な税制改革に合わせ、「総合的な検討を行う」との記述が盛り込まれた。

## 2 中小企業への配慮

【事業承継税制の拡充】中小企業経営者による事業承継<sup>12</sup>については、近年の税制改正で、相続時精算課税制度の導入（平成15年度）や、その拡充（平成19年度）といった対応が、重ねられてきた。そうした中、承継のさらなる円滑化を図るため、与党大綱は、事業後継者のみに対象を絞った「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の導入を打ち出した。現在、相続等で自社株を取得した後継者は、その課税価格を10%減額して、納付すべき相続税の額を算出している。新制度の下では、課税価格の80%に相当する相続税の納税が猶予され<sup>13</sup>、現行の事業用宅地に係る課税価格の減額幅（80%）との差異が解消する。新制度は、「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）」の制定を踏まえ、平成21年度税制改正で創設され、同法の施行日以後の相続等に遡及して適用される。実際に制度の適用を受けるためには、経済産業大臣の認定を受ける必要がある。後継者が5年の間に事業を継続していないと認められる場合には、その時点で猶予額の全額を納付する。

なお、与党大綱には、新しい事業承継税制の創設に合わせて、相続税そのものの総合的な見直しを検討するとの記述が盛り込まれている。

【情報投資・教育訓練を促す税制の拡充】中小企業に対する配慮は、平成20年3月末に期限切れを迎える各種の租税特別措置への対応からも、読み取れる。

現行の「情報基盤強化税制」は、企業が情報セキュリティ対策等のための企業設備を取得した場合に、基準取得価額の10%の税額控除と50%の特別償却、いずれかの選択を認めている。与党大綱は、その適用期限を2年間延長し、資本金1億円以下の中小法人について、取得価額の合計の最低限度額を300万円から70万円に引き下げようとしている。

また、現行の「人材投資促進税制」では、教育訓練費を増やした企業は、増加額の25%を税額控除することができる。与党大綱には、対象を中小企業に限定した上で、教育訓練費が増加しなくても税額控除が可能な枠組みへの改組が盛り込まれた。具体的には、労働

<sup>9</sup> 「道路財源温存、改革棚上げ」『日本経済新聞』2007.12.8。

<sup>10</sup> 個々の暫定税率の適用期限は、自動車重量税（平成20年4月末）を除き、平成20年3月末である。

<sup>11</sup> 政府は、平成18年12月8日に「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、平成20年度以降も暫定税率を維持する方針を定めた。

<sup>12</sup> 中小企業の事業承継問題については、岡田悟「中小企業の事業承継問題—親族内承継の現状と円滑化に向けた課題—」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』No.601,2007.11.27.が詳しい。

<sup>13</sup> 後継者が死亡時まで保有し続けたケースなど、一定の場合には、納税猶予額が免除される。

費用に占める教育訓練費の割合が中小企業の平均（約 0.15%）以上であれば、教育訓練費の総額に一定の控除率を乗じた金額の税額控除を認めるという内容である。

【エンジェル税制の拡充】ベンチャー企業への個人投資家を対象としたエンジェル税制についても、拡充が打ち出された。現行制度下では、投資額をその年の株式譲渡益から所得控除する制度が設けられながらも、利用は低迷していた。与党大綱には、一定の条件を満たした未上場のベンチャー企業に投資を行ったら、投資額のうち 5,000 円超の部分を、寄附金控除として課税所得から差し引けるようにすることが盛り込まれた。所得控除の上限は、年 1,000 万円である。この方法には、他の企業への投資を通じて株式売却益を得ていない投資家でも、所得控除が可能になるというメリットがある<sup>14</sup>。なお従来は、投資家がベンチャー企業の株式を売却する時点で、譲渡益への課税額を半分に圧縮することが認められていたが、この制度は、寄附金控除制度の創設に伴い廃止される。

【企業に関連したその他の改正】対象を中小企業に限らなければ、企業関連の改正項目はほかにもある。

その 1 つが、研究開発税制の拡充である。現行制度は、試験研究費の総額の一定割合（一般企業は 8~10%、中小企業は 12%）について税額控除を認める恒久措置と、試験研究費の増加額について追加で 5%の税額控除を認める時限措置（平成 20 年 3 月末に期限切れ）から構成されている。与党大綱は、現行の時限措置の代わりに、①試験研究費増加分の 5%の税額控除と、②試験研究費のうち平均売上金額の 10%を超えた部分について一定割合の税額控除を認める制度との選択適用を打ち出した（平成 22 年 3 月末までの時限措置）。①と②の税額控除の上限は、いずれも法人税額の 10%であることから、恒久措置（法人税額の 20%が上限）と合わせ、最大で法人税額の 30%の税額控除が可能になる。

減価償却制度の見直しも、見落とせない。同制度については、平成 19 年度税制改正で、償却可能限度額と残存価額が廃止されたことが、記憶に新しい。今回の与党大綱には、機械や装置の法定耐用年数を定めた一覧表について、使用年数の実態に応じて資産区分を大括りにするとともに、法定耐用年数自体を見直すことが盛り込まれた。

### 3 金融市場の動向への配慮

【証券優遇税制への対応】上場株式等の譲渡益と配当を巡る課税については、個人金融資産の貯蓄から投資への誘導などを主眼に、本則税率 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）を 10%（所得税 7%、個人住民税 3%）に軽減する措置が、平成 15 年以降続いている。しかし、譲渡益の軽減税率は平成 20 年 12 月末に、配当のそれは平成 21 年 3 月末に、それぞれ期限切れとなる。米国のサブプライムローン問題等を背景に、内外の金融市場が不安定な動きを示す中、これらの特例にどのような判断が下されるのかが、注目を集めていた。与党大綱は、譲渡益と配当の双方について、平成 20 年末における軽減税率の廃止を打ち出した。ただし、譲渡益は年 500 万円以下、配当は年 100 万円以下の部分に限り、10%の軽減税率を平成 21 年から 2 年間適用する（表 3）。加えて、平成 21 年以降、株式等の譲渡損と配当との損益通算を可能にするという方向性も示した。しかし、損益通算を実際に行う投資家

<sup>14</sup> 「ベンチャー投資優遇 拡充 / 自民税調が方針」『日本経済新聞』2007.12.11, 夕刊。

は、証券会社の特定口座で配当を管理する準備が間に合わないことから、平成 21 年に限り申告を求められる。

表 3 証券税制に関わる与党の改正案

|                 | 現行制度                       | 与党案   |
|-----------------|----------------------------|---|
| 株式等の譲渡益に係る課税    | 軽減税率 10% (平成 20 年 12 月末まで) | 年 500 万円以下は、10%(平成 22 年 12 月末まで)<br>年 500 万円超は、20%  |
| 配当課税            | 軽減税率 10% (平成 21 年 3 月末まで)  | 年 100 万円以下は、10%(平成 22 年 12 月末まで)<br>年 100 万円超は、20%。 |
| 株式等の譲渡損と配当の損益通算 | 不可                         | 平成 21 年から可能に (ただし、平成 21 年は申告方式、平成 22 年から源泉徴収も可能に)   |

(出典) 『日本経済新聞』 2007.12.12.等から筆者作成。

#### 4 環境問題への配慮

【住宅に関連した制度改正】地球環境問題への関心の高まりを受けて、与党大綱は、住宅の省エネ改修を促進する税制を打ち出した。国税では、住宅ローンの年末残高（上限 1,000 万円）のうち省エネ改修工事の費用に当たる部分（上限 200 万円）について、その残高の 2% を、所得税額から最長で 5 年間控除することを可能とする。平成 20 年 4 月から同年 12 月までの間に、改修後の住宅に住んでいることが、適用の条件である。通常の増改築等に係る残りのローン残高についても、その 1% を、やはり最長 5 年間にわたり税額控除することを認める。一方、地方税では、平成 20 年 4 月からの 2 年間に省エネ改修工事を終えた住宅を対象として、工事の翌年度分の固定資産税（地方税）を 3 分の 1 減額する。

また、住宅の寿命が延びると、廃棄物の削減や省資源にもつながると考えられる。そうした中、与党大綱は、耐久性に優れた長期耐用住宅（「二百年住宅」）の普及を促すための特例措置を打ち出した。同住宅の認定を受けたことの証明書を添付して申告すれば、新築から 5 年間の固定資産税が半減される。不動産取得税（地方税）についても、課税標準（住宅価格）からの控除額の上限が、1 戸当たり 1,200 万円から 1,300 万円に引き上げられる。いずれの措置も、関連法施行から平成 22 年 3 月末までに新築された住宅が対象である。さらに、登録免許税（国税）についても、軽減を行う。

【自動車に関連した制度改正】自動車関係では、①環境負荷が小さい自動車に係る自動車税（地方税）の税率を軽くする「自動車税のグリーン化」と、②排ガス・燃費性能が優れた自動車に係る自動車取得税（地方税）の課税標準に関わる「低燃費車特例」のそれぞれについて、環境負荷が小さい自動車への優遇をより重点化するとともに、適用期限を 2 年間延長する措置が、盛り込まれた。

#### 5 民間による公益活動への配慮

【公益法人制度改革への対応】政府の活動を巡る予算制約が厳しさを増す中で、公益法人の活動への期待が高まりつつある。平成 20 年末には新しい公益法人制度の下で、既存の社団法人・財団法人が、第三者機関の認める「公益社団法人・公益財団法人」と、その他の

「一般社団法人・一般財団法人」とに振り分けられる。与党大綱には、それに伴う対応が盛り込まれた(表4)。現行税制では、収益事業から生じた所得に限り、普通法人向けの法人税率(30%)を下回る22%の税率が課されている。新制度の下では、公益社団法人・公益財団法人について、収益事業であっても、その事業が公益目的であると認められれば、非課税になる<sup>15</sup>。なお、公益社団法人・公益財団法人は、その全てが寄附金優遇税制の対象となる。このため、寄附金控除の対象となる公益法人は、現行の「特定公益増進法人」制度の下に比べ、大幅な増加が見込まれる<sup>16</sup>。一方、一般社団法人・一般財団法人については、非収益事業を含んだ全ての事業の所得に30%(年800万円以下の部分は22%)の税率を適用する。ただし、剰余金の分配を行わないなどの条件を満たした場合には、収益事業のみを対象として、30%(同)の税率を適用する。

【寄附金税制の拡充】公益を目的とした団体への寄附は、税金の使途を国民が直接決める枠組みとしての側面を持っている。与党大綱は、そうした寄附の普及を促すため、個人住民税の寄附金控除について、大幅に拡充した。これまで自治体や日本赤十字社の支部等への寄附金に限られていた適用対象に、自治体が条例で指定した団体への寄附金を加える。そのほか、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、控除の適用下限額を10万円から5,000円へと引き下げる(平成20年分の所得に係る個人住民税から適用)。

表4 新たな公益法人制度に対応した税制(与党案)

|                        | 法人の名称         | 課税対象   | 税率                       |
|------------------------|---------------|--|--------------------------|
| 現行制度                   | 社団法人・財団法人     | ・収益事業  | 22%                      |
| 新制度<br>(平成20年<br>12月～) | 公益社団法人・公益財団法人 | ・公益目的以外の収益事業   | 30%<br>(年800万円以下の所得は22%) |
|                        | 一般社団法人・一般財団法人 | ・一定の条件(剰余金の分配を行わないなど)を満たした法人の収益事業から生じた所得<br>・それ以外の法人の全所得 |                          |

(出典)『朝日新聞』2007.12.14.等から筆者作成。

### Ⅲ 民主党大綱の具体的内容

続いて、民主党大綱に盛り込まれた内容について、与党大綱との対応関係にも留意しつつ、紹介する。ただし、将来における基幹税の方向性と、租税特別措置の抜本的見直しは、先に民主党大綱の特徴として紹介している関係上、ここでは割愛する。

【個人間の格差を巡る対応】民主党大綱は、いわゆる格差社会の下で逆風にさらされるとみられる人々(子育て世帯や高齢者世帯など)に対する税制支援の充実を、平成20年度の改正をにらんだ項目として打ち出した。所得税の配偶者控除と扶養控除を廃止し、浮いた財源は、新設される「子ども手当」<sup>17</sup>に充てるという。また、平成16年度税制改正で、

<sup>15</sup> ただし、公益社団法人・公益財団法人の収益事業から生じた所得のうち、公益目的であると認められないものについては、30%(所得のうち年800万円以下の部分は22%)の法人税率が適用される。

<sup>16</sup> 「新公益法人税制 / 与党 激変緩和に躍起」『朝日新聞』2007.12.9.

<sup>17</sup> 民主党は、平成19年の参議院議員選挙に向けたマニフェスト(政権公約)で、子供1人当たり月額2万6,000円の「子ども手当」を、義務教育終了まで支給することを掲げている。



高齢者にも応分の負担を求めるとの観点から廃止された年金課税に関わる 2 つの措置（65 歳以上の者を対象とした公的年金等控除の上乗せ措置、老年者控除）を、廃止前の状態に戻すことも掲げている。一方、消費税については、平成 20 年度改正では現行税率（5%）を維持し、税収の全額に相当する部分を年金財源にすると明言した。

【地域間の格差を巡る対応】民主党大綱は、与党大綱で「地方への配慮」から掲げられた主要なメニューを巡り、軒並み反対の姿勢を示している。

地方法人特別税・同譲与税の枠組みについて、法人事業税の一部国税化は地方分権の観点から問題であるとし、地域間の財政力格差の問題は、地方交付税制度等の財政調整機能の強化を通じて是正するべきであるとしている。「ふるさと納税」制度についても、個人住民税の会費としての性格や、住民税率のフラット化の動きとは相容れないとの認識から、やはり反対している。故郷に対する個人の思いは、所得税の寄附金控除制度の拡充を通じて受け止めるべきであるとの立場である。

道路特定財源については、地方分を含めて全額を一般財源化するとともに、暫定税率（地方分を含む）を全廃し、本則税率に戻すことを求めている。ただし、税率引き下げに伴う悪影響を懸念する声<sup>18</sup>が党内の一部にもあった地方の道路整備事業については、これまでの事業費の水準を確保するとしている。

【中小企業問題を巡る対応】民主党大綱は、与党大綱に盛り込まれた中小企業向けの租税特別措置（「人材投資促進税制」等）の延長に、反対していない。また、中小企業の事業承継税制の拡充（非上場株式に対する事業用宅地並み軽減措置（納税猶予）の適用）は、民主党大綱にも盛り込まれている。これらの点については、両大綱の方向性が一致したと言える。

民主党大綱だけに盛り込まれた中小企業関係のメニューもある。中小法人（資本金 1 億円以下）を対象とした法人税の軽減税率（現行制度では年所得 800 万円以下の部分について 22%）を 11%に引き下げる案は、その 1 つである。平成 18 年度税制改正で導入された「特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置」<sup>19</sup>についても、廃止を打ち出している。そのほか、中小企業のみを対象とした制度ではないが、平成 4 年度から凍結されてきた「欠損金の繰戻しによる法人税の還付」<sup>20</sup>は、凍結を解除するという。

【金融所得課税を巡る対応】証券優遇税制への対応からも、与党大綱とは一線を画した姿勢が読み取れる。平成 20 年末に期限切れを迎える株式等の譲渡益課税について、現行の軽減税率（10%）を延長せず、平成 21 年 1 月以降は本則税率（20%）を適用するとしている。その一方で、配当の軽減税率（10%）については、二重課税を調整し、安定的な個人株主を育成するため、平成 21 年 3 月末の期限到来後も適用が可能になるよう、延長を行うという。ちなみに、民主党大綱では、公平性の観点から「総合課税」が望ましいとしながらも、当分の間は、「金融所得の多発性」や「金融資産の流動性」の観点から、金融所得について分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大していくことが適当であるとしている。ただし、この点について、平成 20 年度改正としての具体的な対応は示されていない。

<sup>18</sup> 「民主「ガソリン暫定税率撤廃」/ 異論強く足並み乱れ」『東京新聞』2007.12.26.

<sup>19</sup> 実質的な一人会社のオーナーが、自らへの役員給与を法人段階で経費として損金算入した上で、個人段階でも給与所得控除を受けることを防ぐための措置。法人段階で、給与所得控除に相当する部分の損金算入を制限する。

<sup>20</sup> 欠損金の金額を前の事業年度の法人所得に繰戻して、納付済みの法人税額の還付を請求できる制度。

【その他の対応】現行制度下では、石油等の燃料に対する個別間接税として、複数の税（国税の揮発油税、地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、地方税の軽油引取税）がある。民主党大綱は、「将来の方向性」として、燃料への課税を一本化した「地球温暖化対策税（仮称）」（一般財源）の導入を盛り込んだ。平成 20 年度の改正としては、その導入に向けた具体的な制度設計を行うとしている。

また、公益を目的とした法人に関連した税制についても、平成 20 年度の改正項目としての言及がみられる。具体的には、所得税の寄附優遇税制に税額控除（所得税額の 5%が上限）を創設し、現行の所得控除（総所得の 40%が上限）との選択制とすることなどである。

そのほか、「将来の方向性」としての位置づけではあるが、税と社会保障に共通した番号制度の導入や、社会保険庁を国税庁に統合した「歳入庁」の創設等が、示されている。

## IV 平成 20 年度改正の注目点

以上のように、平成 20 年度の税制改正については、与党と民主党で、異なる対応方針が示された項目が少なくない。例えば、ガソリン等の価格が高騰する中で注目が集まる道路特定財源の暫定税率を巡り、与党が継続を唱える一方、民主党は廃止を打ち出した。与党が創設しようとしている地方法人特別税・同譲与税や「ふるさと納税」制度について、民主党は、地方分権の推進等の観点から反対している。そのほか、株式等の譲渡益に対する軽減税率延長の是非などを巡っても、両者の方針に隔たりが見られる。所得税の配偶者・扶養控除の廃止、法人税の中小企業向け軽減税率の引き下げは、民主党独自の提案である。

こうした中で、与党と民主党の双方に求められるのは、国民からの批判や疑問を十分に踏まえ、自らの提案の比較優位を主張することであろう。

与党大綱に盛り込まれた税制改正の内容については、全体的に小粒で経済の活性化や財政再建には不十分である<sup>21</sup>、対症療法的な解決にとどまっている<sup>22</sup>、などの批判が見受けられる。同大綱が掲げた個々の項目を巡っても、批判がある。例えば、地域間の財政力格差の是正策について、地方税の国税化は一時しのぎであるとの声<sup>23</sup>が聞かれる。証券優遇税制への対応についても、預貯金利子等も含んだ「金融一体課税」に向けた一步前進との評価がみられる<sup>24</sup>半面、上限金額の設定によって、複雑で投資家にわかりにくい内容になったとの指摘がみられる<sup>25</sup>。与党には、これらの声を十分に踏まえた説明が求められよう。

一方、民主党大綱については、道路特定財源の暫定税率の廃止と地方の道路整備費の維持が両立するのかなど、減税のための財源の捻出方法が不明確である、との声が目立っている<sup>26</sup>。この点について説明責任を果たすことが、民主党にとって喫緊の課題となろう。なお、平成 20 年春以降に向けた租税特別措置の延長に民主党が異を唱え、与党大綱に基づく改正案が廃案になれば、国民生活が混乱を余儀なくされると懸念する向きもある<sup>27</sup>。それだけに、対立のための対立に終わらない、前向きな国会審議が求められる<sup>28</sup>。

<sup>21</sup> 「抜本改革を避けた小粒の与党税制大綱」『日本経済新聞』2007.12.14.

<sup>22</sup> 「与党税制大綱 家庭・企業に小粒配慮」『朝日新聞』2007.12.14.

<sup>23</sup> 「社説 税率格差 小手先の是正措置だ」『東京新聞』2007.12.14.

<sup>24</sup> 「金融一体課税へ一步 / 証券税制、損益通算 09 年導入」『日経金融新聞』2007.12.17.

<sup>25</sup> 「証券税制、再び複雑化の恐れ / 民主党案の方が明快」『日本経済新聞』2007.12.18, 夕刊.

<sup>26</sup> 「社説 民主党税制大綱 財源が不明の大減税案とは」『読売新聞』2007.12.27.

<sup>27</sup> 「社説 与野党協議が実現のカギを握る」『読売新聞』2007.12.17.

<sup>28</sup> 「民主税制大綱 実りある国会論戦を」『東京新聞』2007.12.28.

## おわりに

平成 20 年度税制改正を巡る大綱では、与党が抜本的税制改革に関する判断を先送りする一方、民主党は、基幹税を中心に「将来の方向性」を示した。このような状況は、いずれ不可避となるであろう税の抜本改革に向けて、第一歩を踏み出すための好機であるとも考えられる。目先の問題を巡る議論にとどめることなく、与野党が一堂に会する国会で、税体系全体の改革を視野に入れた議論を今のうちから進めておくことが、肝要となろう。

焦点の消費税については、与党の側で、自民党の財政改革研究会のように、引き上げが不可避であるとの認識がみられるのに対し、民主党は、引き上げを極力回避する姿勢を示している。もっとも、消費税を社会保障の財源と位置づける点では、与党と民主党の大綱の方向性は概ね一致している。税率引き上げの是非を巡る議論に踏み込むのはもちろんのこと、逆進性問題への対応のあり方などについても、議論を深めていくことが求められる<sup>29</sup>。

所得税については、与党大綱が、少子化対策の一環として扶養控除のあり方の検討を掲げ、民主党大綱も、現行の人的控除の精査を打ち出した。政府税制調査会が平成 17 年 6 月に公表した「個人所得課税に関する論点整理」が「サラリーマン増税」を図るものと批判されて以来、個人所得課税の本格的な見直しは、封印されてきたきらいがある。そうした中、与野党双方が、議論に踏み出すことの意義は大きい。とりわけ、所得税の再分配機能の向上を求める声も少なくない今日、民主党大綱が将来の導入に向けて前向きな姿勢を示した「給付付き税額控除」の枠組みは、所得税改革を巡る 1 つの焦点となり得よう<sup>30</sup>。

法人税率の引き下げについては、与党大綱、民主党大綱ともに、歯切れがよくない<sup>31</sup>。国際競争力の向上等に重きを置く経済界からは、諸外国に比べ高止まった法人税の実効税率の引き下げを求める声が依然根強い<sup>32</sup>。その一方で、国同士の税率引き下げ競争が激化することへの懸念から、有識者の一部にも、即座の法人税率引き下げに慎重な向きが見られる<sup>33</sup>。また、諸外国の経験等を踏まえると、我が国でも、税率引き下げと同時に、課税ベースの拡大を求められる可能性がある<sup>34</sup>。その際には、民主党大綱が問題提起しているように、企業向け租税特別措置の精査が欠かせないであろう。

少子高齢化の進展や、経済のグローバル化といった環境変化の荒波は、既に押し寄せている。税制の抜本改革のこれ以上の先送りは、もはや許されないとの見方もある<sup>35</sup>。「公平」・「中立」・「簡素」の間の均衡がとれた基幹税の体系を、中長期的に持続可能な形で構築することはできるのか。将来の着地点を見据えた冷静な議論が求められる。

<sup>29</sup> 消費税制度の改定を巡る論点については、小池拓自「消費税を巡る議論」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』（2008.2. 刊行予定）を参照。

<sup>30</sup> 政府税調も、平成 19 年 11 月 20 日に提出した答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」のなかで、「給付付き税額控除」の導入について議論することの意義を認めている。

<sup>31</sup> 民主党大綱も、大企業に係る法人税率の引き下げについては、明確な方向性を示していない。

<sup>32</sup> 「経団連「消費増税へ道筋」/ 同友会「抜本改革見送り」」『毎日新聞』2007.12.14.

<sup>33</sup> 国枝繁樹「企業税制改革：限界税率と平均税率、税の競争と協調の観点から」2007.7.13.政府税制調査会ホームページ<[http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/tyousa9\\_kai9-2.pdf](http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/tyousa9_kai9-2.pdf)>

<sup>34</sup> 政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」2007.11.20.

<sup>35</sup> 「社説 与党税制大綱 もう先送りは許されない」『産経新聞』2007.12.14.

巻末表1 平成20年度税制改正による  
増減収見込額（国税）

(無印は増収、▲は減収。単位:億円)

| 改正事項   | 平年度          | 初年度         |
|--|--------------|-------------|
| <b>1 法人関係税制等</b>                                   | ▲ 110        | ▲ 20        |
| (1) 研究開発税制の拡充                                      | ▲ 430        | ▲ 330       |
| (2) 情報基盤強化税制の見直し<br>(うち中小企業分)                      | 230          | 230         |
| (3) 教育訓練費に係る特別税額控除制度の<br>見直し                       | (▲ 50)       | (▲ 40)      |
| (4) 農林水産業と商工業との連携等を促進<br>するための税制措置の創設等             | 110          | 100         |
| <b>2 金融・証券税制</b>                                   | 3,090        | —           |
| 上場株式等に係る配当等の7%軽減税率<br>の廃止                          | 3,090        | —           |
| <b>3 土地・住宅税制</b>                                   | 750          | 0           |
| (1) 土地の売買による所有権の移転登記等<br>に対する登録免許税の税率の軽減措置<br>の見直し | 770          | —           |
| (2) 住宅の省エネ改修促進税制の創設                                | ▲ 20         | 0           |
| <b>4 寄附税制</b>                                      | ▲ 10         | ▲ 10        |
| 特定公益増進法人等に係る寄附金の損金<br>算入限度額の引き上げ                   | ▲ 10         | ▲ 10        |
| <b>5 その他</b>                                       | ▲ 120        | ▲ 10        |
| (1) 社会医療法人に係る税制措置の創設                               | ▲ 60         | 0           |
| (2) 外航海運事業者の日本籍船による収入<br>金額の課税の特例の創設               | ▲ 70         | 0           |
| (3) その他  | 10           | ▲ 10        |
| <b>一般会計分</b>                                       | <b>3,600</b> | <b>▲ 40</b> |

(出典) 財務省資料

巻末表2 平成20年度税制改正による  
増減収見込額（地方税）

(無印は増収、▲は減収。単位:億円)

| 改正事項   | 平年度             | 初年度         |
|--|-----------------|-------------|
| <b>1 個人住民税</b>   | 716             | 0           |
| (1) 寄附金税制の拡充   | ▲ 20            | 0           |
| (2) 配当課税の見直し   | 736             | 0           |
| <b>2 法人事業税</b>   | ▲26,176         | ▲ 5         |
| (1) 標準税率の見直し   | ▲26,175         | ▲ 5         |
| (2) ガス供給業の託送料金に係る特例措置<br>の創設                             | ▲ 1             | 0           |
| <b>3 不動産取得税</b>  | ▲ 19            | ▲ 18        |
| (1) 都市再生緊急整備地域等における一定<br>の新築家屋（住宅を除く）に係る課税<br>標準の特例措置の創設 | ▲ 13            | ▲ 13        |
| (2) その他  | ▲ 6             | ▲ 5         |
| <b>4 自動車取得税</b>  | ▲ 1             | ▲ 25        |
| (1) 平成21年自動車排出ガス規制に適合し<br>たディーゼル乗用車に係る税率の特例<br>措置の創設     | 0               | 0           |
| (2) 低燃費車に係る課税標準の特例措置に<br>係る見直し                           | ▲ 2             | ▲ 25        |
| (3) 環境性能に優れた大型ディーゼル車に<br>係る税率の特例措置の見直し                   | 1               | 0           |
| <b>5 軽油引取税</b>   | 0               | 0           |
| 課税免除措置の拡充  | 0               | 0           |
| <b>6 狩猟税</b>   | ▲ 1             | ▲ 1         |
| 対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置<br>の創設                                 | ▲ 1             | ▲ 1         |
| <b>7 固定資産税</b>   | ▲ 70            | ▲ 5         |
| (1) 長期耐用住宅に係る減税措置の創設                                     | ▲ 69            | 0           |
| (2) 省エネ改修住宅に係る減税措置の創設                                    | ▲ 19            | 0           |
| (3) 非課税等特別措置の整理合理化等                                      | 18              | 5           |
| <b>8 事業所税</b>  | 1               | 1           |
| 非課税等特別措置の整理合理化等  | 1               | 1           |
| <b>9 都市計画税</b>   | 0               | 0           |
| 非課税等特別措置の整理合理化等  | 0               | 0           |
| <b>合計</b>  | <b>▲25,550</b>  | <b>▲ 43</b> |
| <b>国の税制改正に伴うもの</b>                                       | ▲ 1             | 13          |
| 法人住民税  | 7               | 7           |
| 法人事業税  | ▲ 8             | 6           |
| <b>再計</b>  | <b>▲ 25,551</b> | <b>▲ 30</b> |
| <b>地方法人特別譲与税</b>   | 25,993          | 0           |
| <b>再々計（地方法人特別譲与税を含む合計）</b>                               | <b>442</b>      | <b>▲ 30</b> |

(出典) 総務省資料